

第 39 号

社団法人 岐阜県浄化槽連合会 会誌

発行日 平成21年 8月31日
発行所 岐阜市六条大溝 4-13-6
発行者 社団法人 岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川福和
電話番号 058-274-0617
FAX番号 058-275-7045

目 次

下水道法等の改正について	1
浄化槽工事業者研修会	2
岐阜県管設備工業協同組合の 今後の取組について	9
岐阜県浄化槽生涯機能保証制度	9
業界のあり方 玉川福和	11
第26回通常総会 開催	
会長挨拶 玉川福和	14
来賓挨拶 岐阜県副知事 西藤公司 ...	15
市長会副会長 小川 敏	
町村会長 赤塚新吾	
新役員	17
平成21年度表彰者	18
平成20年度末の処理施設別汚水処理人口普及状況 ...	19
浄化槽の普及人口及び普及率 ...	19
都道府県別汚水処理人口普及状況 ...	20

下水道法等の改正について

民主党政策集「INDEX2009」より

環境・暮らしにやさしい下水道法等の改正

下水道整備が各自治体の大きな負担要因になっているとの認識に立ち、硬直的な接続義務を見直す法改正を行い、下水道に偏重した汚水処理対策を正します。

合併浄化槽は、汚水処理性能が下水道と比較して遜色のない水準に達していること、過疎地域において経済効率において優れていること、循環型社会の形成に寄与する機能を有することが指摘されています。このため、下水道法を改正し、公共下水道の排水区域内において合併浄化槽で汚水を処理している場合、公共用水域の水質の保全や公衆衛生の見地から著しく不適切な場合を除き、公共下水道への接続義務を免除する等の措置を講じます。

浄化槽工事業者研修会

5日間 5会場で開催

主催 岐阜県 岐阜県管設備工業協同組合
社団法人岐阜県浄化槽連合会

岐阜県 岐阜県管設備工業協同組合 社団法人岐阜県浄化槽連合会の主催による「浄化槽工事業者研修会」が県内5会場で5日間にわたって開催された。県と業界団体が共催して浄化槽工事業者の研修会を開催するのは初めてのことで、浄化槽を恒久的な生活排水処理施設として適正に使用するためには、工事が適正に行われることが重要であり、浄化槽法においても、浄化槽工事は「浄化槽工事の技術上の基準」に基づき行うこととされている。ところが、浄化槽の清掃、保守点検、法定検査等を行う際に漏水が確認される場合があり、その一因として施工方法の問題が提起されているからである。

そこで、今回の研修会が開催された。対象者は①岐阜県に浄化槽工事業者登録のあるもの（698社 県外業者含）をはじめ②県・市町村担当者③保守点検・清掃業者・法定検査機関1,125名が受講した。

（開催準備等には、地域協議会に全面的にご協力をいただきありがとうございました。謝意を込めて13頁にお名前を掲載しました。）

県 あいさつ

岐阜県環境生活部

次長 高橋 一吉

浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の3つの維持管理の徹底については、法定検査の未受検者に対する指導、新たに浄化槽を設置した方に対する「浄化槽設置者講習会」の開催等により、啓発活動や維持管理の徹底を図っているところです。

一方、浄化槽の設置工事に関しては、浄化槽の無届け設置が依然として発見され、また、浄化槽の漏水事故の発生についても散見されており、今回、研修会の開催について、業界の皆様からも要請があったことから、「浄化槽工事業者研修会」として開催することとしました。

今回の研修会の目的は、浄化槽の機能が長期間にわたり正常に維持できるよう、浄化槽工事業者の方に適正な浄化槽の設置工事を、今一度、理解していただくことにあります。

浄化槽は、最初に適正な工事が行われ、それから、保守点検、清掃、法定検査の3つの維持管理が行われて、初めて適正に機能することとなります。

このため、浄化槽の適正な工事は大変重要であり、工事業者の皆様には、今回の研修を通じて、再度、浄化槽工事の重要性を認識していただき、適正な工事に努めていただきますようお願いいたします。

(研修内容を抜粋して掲載。)

研修 1

浄化槽の設置届等について

廃棄物対策課

技術課長補佐 細井紀也

○ 浄化槽無届け設置について

年 度	発生件数
18年度	25
19年度	30
20年度	29

*浄化槽を設置するときには、事前に届出が必要

平成19年度から「無届け浄化槽に対する指導実施計画」に基づき指導を実施しているが、依然として無届けの発生件数が減少していない。

罰則：3ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金。

○ 浄化槽の漏水について

年 度	発生件数
18年度	47
19年度	51
20年度	59

(法定検査の結果から)

○ 浄化槽の適正な設置について

- (1) 浄化槽を設置すると、その後長い年月にわたり使用することになります。したがって、その住宅に応じた浄化槽を選定し、適正に設置することが、浄化槽の機能を維持する上で大変重要になります。
- (2) 浄化槽補助事業であるか、無いかを問わず、基準に従って適正に工事を行う必要があります。
* 浄化槽法第6条 浄化槽工事は、浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。

○ 浄化槽設置届出書の特記事項について

特記事項欄に工事業者名を記載する。(平成21年10月1日より実施)

12 その他特記すべき事項	(工事業者名を記載)
---------------	------------

○ 浄化槽の最終清掃について

内部に残っていた汚泥等を浄化槽を破壊し地下浸透させたり、河川に放流したりする事例が連続して発生しています。

建築物を解体するとき、下水道へ切り替えるときなど、浄化槽を廃止するときには、浄化槽の最

終清掃を実施してください。

浄化槽内に残存する汚泥等は「一般廃棄物」に該当します。当該汚泥等を地下浸透させたりすることは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条に違反する行為（不法投棄）となります。

浄化槽の最終清掃は、浄化槽清掃業者へ委託してください。浄化槽清掃業者がわからない場合は、浄化槽の設置してある市町村役場へお尋ねください。

罰則：廃棄物処理法第25条 5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 平成18年2月から法改正により、法定検査未受検者への罰則強化

浄化槽法 第7条及び第11条に定める法定検査を受検しない浄化槽管理者（設置者）に対して、法定検査を受検するよう助言・指導するほか、勧告・命令することができるようになりました。

命令に従わない場合には、罰則として30万円以下の過料。

○ 平成18年2月から法改正により、浄化槽廃止届出書の提出義務づけ

下水道に切り替えるなどにより浄化槽を廃止した場合には浄化槽廃止届出書の提出が必要になり、提出しない場合には5万円以下の過料。

研修 2

浄化槽にかかる技術上の基準について

建築指導課

所 長 山 田 郁 朗

技術課長補佐 伊 藤 定 文

技術主査 堀 伸 次 畑 中 寛 之 堀 井 隆 司

○ 浄化槽工事の技術上の基準について

浄化槽法第4条第5項浄化槽工事の技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める。

浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令

（浄化槽工事の技術上の基準）

第1条 浄化槽法（以下「法」という。）第4条第5項の規定による浄化槽の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 浄化槽工事用の図面及び仕様書に基づいて行うこと。
- 二 浄化槽が法第4条第2項に規定する浄化槽の構造基準に適合するように行うこと。
- 三 浄化槽に損傷等が生じないように行うこと。
- 四 工事開始に当たっては、浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分把握し、適切

な施工に努めること。

五 根切り工事、山留め工事等は、次に定めるところにより行うこと。

イ 建築物その他の工作物に近接して行う場合においては、あらかじめ、当該工作物の傾斜、倒壊等を防止するために必要な措置を講ずること。

ロ 地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管等を損壊しないように行うこと。

ハ 根切り工事を行う場合においては、当該根切り工事の深さ並びに地層及び地下水の状況に応じて、あらかじめ、山留めの設置等、地盤の崩壊を防止するために必要な措置を講ずること。

(* 建築基準法施工令第136条第4項)

4 建築工事等において深さ1.5メートル以上の根切り工事を行う場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならない。この場合において、山留めの根入れは、周辺の地盤の安定を保持するために相当の深さとしなければならない。

ニ 埋戻しを行う場合においては、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと。

ホ 法第13条第1項又は第2項の認定を受けた浄化槽の埋戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと。

六 基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。

七 基礎の状況等に関する記録を作成すること。

(* 補助金のない浄化槽も、工事写真を撮り保管すること。7条検査の時、写真の提示を求められる。)

八 コンクリートの打込みは、打上がり均等で蜜実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。

九 地下水等の状況に応じて、浄化槽の浮上りを防止するために必要な措置を講ずること。

十 沈殿室又は沈殿槽のホッパーの表面は、必要に応じて、沈殿作用に支障が生じることのないように仕上げを行うこと。

十一 接触材、ばっ気装置等を浄化槽に固定する場合においては、ばっ気、かくはん流、振動等によりその機能に支障が生じることのないように行うこと。

十二 越流ぜきの調整が必要な場合においては、越流量が均等になるように調整すること。

十三 浄化槽内において配管が貫通する部分は、必要に応じて、仕上げを行うこと。

十四 電気設備については、接地等が適切に行われ、安全上及び機能上の支障がないことを確認すること。

十五 ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること。

十六 工事現場における浄化槽工事に使用する材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと。

十七 工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講ずること。

建設政策課

主任 小竹喜也 小池悠介
主 事 細井良樹

1 浄化槽工事業登録について

(1) 制度の意義

浄化槽工事は、一般的に小規模な工事であり、これらの工事を行う者の一部は、建設業法上の許可の対象からはずれています。(500万円未満の請負契約の場合)

このため、浄化槽工事の適正な施工の確保を図ることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とした、浄化槽工事業登録制度が「浄化槽法」において定められています。

なお、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている者については、既に施工能力等の審査を受けているため、登録に代えて届出をする特例が認められています。(特例浄化槽工事業者)

(4) 登録の有効期間

新規登録の場合は、登録を受けた日から起算して5年です。

更新登録の場合は、従前の登録の有効期間の満了する日の翌日から起算して5年です。

(5) 登録の要件

営業所ごとに浄化槽設備士を設置すること。

2 浄化槽工事業登録の届出について

(9) 指示、登録の取り消し、事業の停止命令(法第32条)

浄化槽工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、(例えば施工の瑕疵が原因で漏水が発生している場合等)、県が工業者に必要な指示を行い、その指示に従わない場合は事業停止や登録取消を行う場合があります。

* 法第三十二条

(指示、登録の取消し、事業の停止等)

都道府県知事は、浄化槽工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽工事業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽工事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めての事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

四 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

* 法第五十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

五 第三十二条第二項又は第四十一条第二項の規定による命令に違反した者。

3 浄化槽工事業者の責務

適正な施工、適正な業務の運営を図るために次の責務が課されています。

① 標識掲示義務

浄化槽工事業者の登録を受けた者は、営業所及び工事現場ごとに、見やすい場所に浄化槽工事業者登録票を掲げなければなりません。

② 帳簿の備付け義務

営業所ごとに帳簿(浄化槽工事ごとに作成)を備え付け、事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保存する必要があります。また、この帳簿に添付しなければならない書類は次のとおりです。

- 処理方式及び処理能力を記載した書面
- 構造図 ・仕様書 ・処理工程図
- 工事現場写真(7条検査に必要)

研修 4

浄化槽に関する補助事業の概要

廃棄物対策課

主査 林 哲也

- 国庫補助(循環型社会形成推進交付金、污水处理施設整備交付金)
設置費用の4割相当額(補助基本額)の1/3を浄化槽設置整備事業を実施している市町村に対し補助。

- 県補助(岐阜県浄化槽設置整備事業費補助金)
国庫補助の対象となった浄化槽について、補助基本額の1/3を市町村に対し補助。

① 【浄化槽設置整備事業(個人設置型)】

(単位：千円)

設置費用(5人槽) 830			
補助基本額(4割) 332			
単独浄化槽 撤去分 90			
個人負担(6割) 498	市町村 112	県 110	国 110
+			
市町村 30	県 30	国 30	

* 設置費用の4割以上を補助している市町村もある。

② 【浄化槽設置整備事業（市町村設置型）】

個人 負担 1／10	市町村 (地方債充当可能) 17／30	国庫補助 1／3	+	市町村 60	国 30
------------------	---------------------------	-------------	---	-----------	---------

補助金申請者に添付を義務づけた工事現場写真

浄化槽工事業者が撮影した次の写真の提出を補助金申請者に義務付け、その内容を市町村において審査すること。（平成11年3月31日 厚生省浄化槽対策室長通知 別紙）

写真の種類	審査のポイント	備 考
1 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真	浄化槽設備士が工事を実地に監督しているか。又は自ら工事を行っているか。	
2 基礎工事の状況を示す写真	栗石地業及び捨てコンクリートを打っているか。	
3 据付工事の状況を示す写真	水張りをを行い、水平を保ちつつ水締め及び突き固めを行っているか。	水準器等を用い、水平を確認しつつ、水締め及び突き固めを行っている状況を撮影する。
4 かさ上げの状況を示す写真	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	スケールをあてるなどして、かさ上げ高さがわかるように撮影する。

* 補助金のない場合でも、上記写真を撮って、1セット（4枚）を設置者に渡し、業者自身も1セットを保存してください。7条検査の時、設置者に写真の提示を求めています。また、保証申立の時にも写真が必要です。

岐阜県管設備工業協同組合の今後の取組について

1. 全ての新設浄化槽が生涯機能保証制度に加入していただくこと。
2. 浄化槽設置工事に関する技術上の基準（メーカーの施工要領書など）の遵守

岐阜県浄化槽生涯機能保証制度

岐阜県管設備工業協同組合
社団法人岐阜県浄化槽連合会

（設立）平成20年9月1日に社団法人岐阜県浄化槽連合会に創設。

（趣旨）浄化槽が下水道と並ぶ評価を受けながら、設置者に今一つ信頼を得られていない現実がある。その原因に、一つは浄化槽本体の耐用年数は30年以上あるが、この期間内にあっても、毎年、相当数の浄化槽が漏水機能異常を起こし、かつ、その原因の多くが不適正な施工によるものであるにも拘わらず、設置者がその修理費を負担している現実がある。

本制度は、漏水機能異常を起こした浄化槽について、その原因及び原因者を遡及調査し、原因者が明らかなる場合は原因者に、原因者が不明な場合などは本制度で造成する基金により修理する。こうした措置により、設置者には維持管理費以外の費用負担を求めず、恒久的な生活排水処理施設として、安心して浄化槽を使い続けていただくことを目的とした制度である。

（保証内容）

1 新設浄化槽の場合

全ての浄化槽機能の修理を保証する。但し、管渠及び附帯設備は対象外とする。

※新設浄化槽とは以下の各号全てを満たすものであること。

①平成20年9月1日以降、(社)岐阜県浄化槽連合会の生涯機能保証の為の登録がなされている浄化槽であること。

（平成17年9月1日から平成20年8月31日の間の(社)全国浄化槽団体連合会保証対象の浄化槽を含む。）

②らくらく契約が締結された浄化槽であること。

③20人槽以下の浄化槽であること。

④保証期間は使用開始から30年間とする。

2 既設浄化槽の場合

漏水の修理及びプロワの修理・交換を保証する。但し、管渠及び附帯設備は対象外とする。

※既設浄化槽とは以下の各号全てを満たすものであること。

①らくらく契約が締結された浄化槽であること。

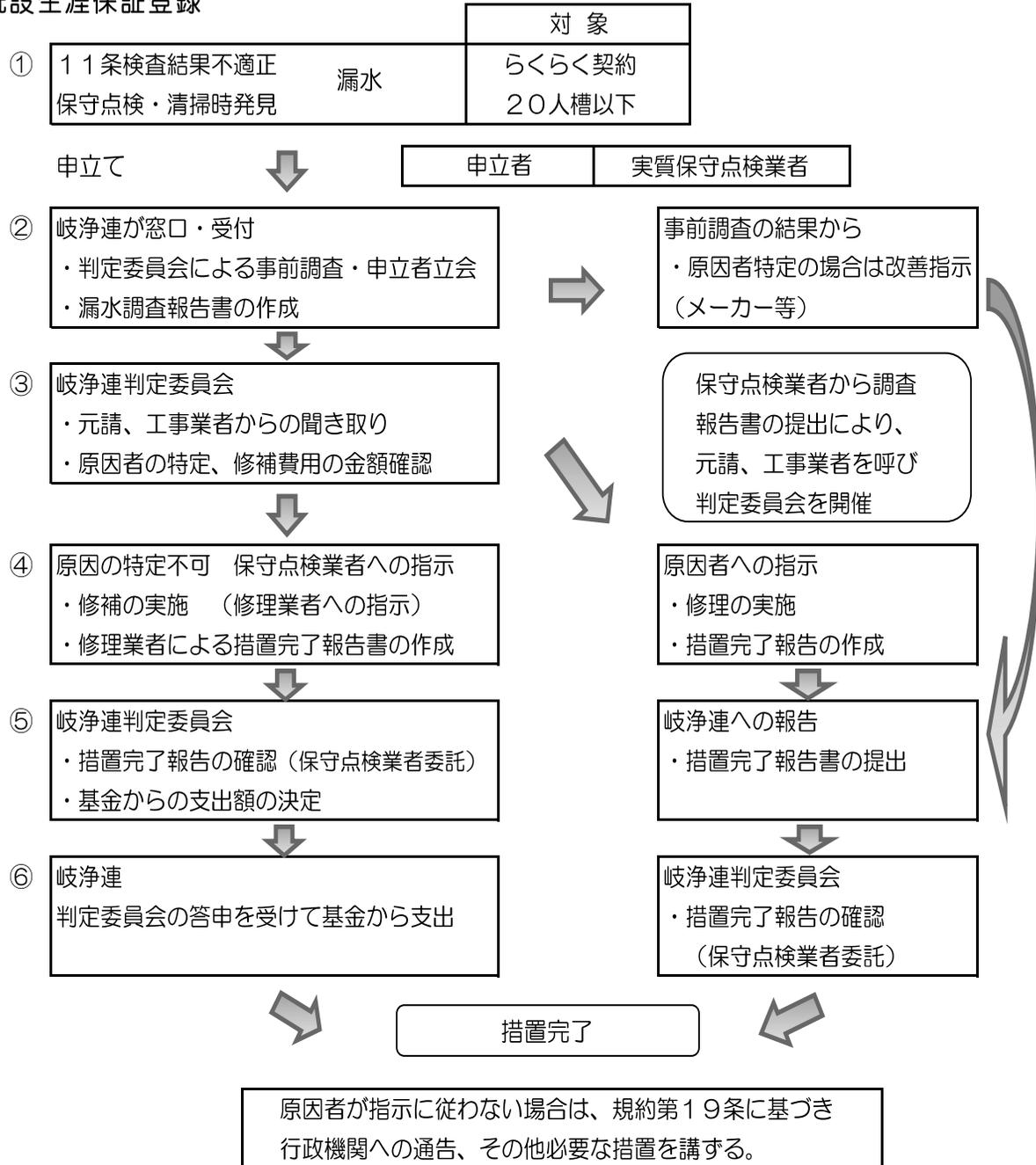
②20人槽以下の浄化槽であること。

岐阜県浄化槽生涯機能保証制度申立フロー

社団法人 岐阜県浄化槽連合会

（ 略称 ： 岐浄連 ）

既設生涯保証登録



生涯機能保証制度 事業実績

平成20年9月1日設立

期間	申立総数	申請除外	経過観察	審査中	工事指示	メーカーによる修復完了	工事完了	工事完了基金から支払	支払金額合計
20.9.1~21.6.30	72	4	1	12	4	31	1	19	1,810,303

業界のあり方

社団法人岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川 福和

今後の浄化槽は、国策である下水道事業の替わりが出来るのかが問われます。

岐阜県下では、業界で罰金制度までつくって、より良い浄化槽にということで取り組んで来ましたが、昨年9月、漏水事故に対しても私達は責任を負うことにしました。設置者には何の負担もかけないようにしようということで「岐阜県浄化槽生涯機能保証制度」をつくりました。設置者が漏水の修理費として、自らの責任でないのに10万円程を支払わされている現実は何件もあります。そこで、それを補填する制度をつくったら、年間に数十件もあるという状態です。私は全国を歩いておりますが、全国的に見ても、年間50～60件も漏水事故が起きるということは異常です。つまり、補助金のある工事も補助金のない工事も同じ技術上の基準で行うことになっておりますから、こんなに漏水事故が起きる筈がない。これは絶対、直さなければいけません。

工事の時、手抜きして工事費が安くなったというのか、安く叩かれるから手抜きをせざるを得なかったのか、いずれも原因はあると思いますが、もうこんな手抜きは止めないといけません。元請が頭をはねすぎることにについては行政も承知する必要があります。これからどう変えるのか。これからもこうゆう状態が続くとしたら、行政も業界も厳格に対応する必要があります。

そこで、次頁の「浄化槽漏水事故の原因究明の協力依頼について」をご覧ください。これは漏水事故について元請業者に出しているものです。

いま、地方自治体の財政は下水道で借金が増え続けています。日本が財政再建に向かうかどうかは、下水道と浄化槽の関係をどう変化させていくにかかっています。地方分権とは財政再建するための手段です。財政再建は下水道債をどうするかにかかっています。私達はどのような役割を果たすことができるか。私達はいま財政難を立て直す一助となることができる立場に居ます。そのことを強く意識する必要があります。



〇 〇 会社 様

(社)岐阜県浄化槽連合会判定委員会
委員長 窪田 浩一

浄化槽漏水事故の原因究明の協力依頼について

謹啓 貴社におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

岐阜県では、平成20年9月1日から「浄化槽生涯機能保証制度」を創設しました。
この制度では、県民である浄化槽設置者が、自己の責任で無いにも拘わらず、原因不明の漏水等で、納得できないまま工事費負担をさせられている不合理を解消するため、一定の条件に合致した場合、その補修費を制度による基金で充当するものです。

基本的には設置者負担でなく、業者負担で対応するところに特徴があります。

この度、貴社が元請けとなられ、施工された浄化槽において漏水事故が発生し、「浄化槽生涯機能保証制度」に基づき保証申請がありましたので、下記のとおり判定委員会を開催致します。

つきましては、当委員会にご出席を賜り、原因究明についてご協力下さるようお願い致します。

また、その際に、浄化槽工事業者名をご報告下さるよう、併せてお願い致します。

保証申請貴社契約施工浄化槽

設置者	名 前	
	住 所	
元 請 工 事 業 者 名		
施 工 年 月 日		

< 記 >

日 時 : 平成 年 月 日 ()

午前 :
午後 :

場 所 : 岐阜県環境会館 第二会館 2F会議室

岐阜市六条大溝 4-13-6

担 当 : 事務局長 川添

T E L : 058-274-0617

F A X : 058-275-7045

浄化槽工業事業者研修会の開催準備等にご協力いただいた方のお名前

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 〔恵那会場〕 吉村 敏博 (東清(株)) | 奥山 完治 (株奥山水道設備工業) |
| 玉川 貴文 (東海環境事業(株)) | 吉田 正利 (岐阜藤吉工業(株)) |
| 山田三矢子 (有山正環境管理) | 青山 敏市 (有青山クリーン) |
| 酒井 隆浩 (酒井水道(株)) | 五十嵐英二 (五十嵐工業(株)) |
| 菅原 一郎 (ケイナククリーン(株)) | 武川 啓祐 (東清(株)) |
| 小川 正幸 (東清(株)) | |
| 〔岐阜会場〕 中村 保 (株岐阜県浄化槽管理センター) | 田口 勝弘 (有住建総合管理センター) |
| 高木 雅浩 (協栄設備工業(株)) | 川島 吉博 (日野吉工業(株)) |
| 片岡 正孝 (各衛サービス) | 窪田 浩一 (株フジクリーン岐阜サービス) |
| 小池 裕司 (株中日本住宅サービス) | 北川 寛明 (東海環境事業(株)) |
| 米澤 正昭 (中部公営事業(株)) | 松原 雅志 (株アクアコートジャパン) |
| 梅田 晶則 (有岐阜メンテック) | 横井 誠 (中部日化サービス(株)) |
| 〔中濃会場〕 奥村 訓章 (有広見環境サービス) | 鷺見 晴人 (有八幡環境) |
| 奥田 重信 (加茂水道工業(株)) | 加藤 浩二 (三和住宅設備(株)) |
| 梅村 政弘 (有梅村総業) | 若宮 政孝 (美濃加茂衛生(株)) |
| 溝口 雅也 (有関環境サービス) | 鷺見 克彦 (有八幡環境) |
| 〔飛騨会場〕 熊崎 守男 (有益田清掃社) | 青木 次美 (有萩原設備) |
| 森 紀幸 (有森水道工業所) | 金子 博彦 (株鐘芳商会) |
| 市川 充也 (クリーン金山(有)) | 今井 勇平 (今井設備工業(株)) |
| 伊藤 弘行 (有伊藤水工) | 二村 淳 (有フタムラ設備) |
| 川上 幸延 (株神岡衛生社) | 洞口 忠夫 (株洞口設備工業) |
| 鈴木 雅巳 (株飛騨浄化槽管理センター) | 阪本 峰男 (有峰設備) |
| 柿本 公秀 (高山清掃事業(株)) | 松下 泰文 (松下電建(株)) |
| 斉藤 憲一 (有吉城環境管理センター) | 谷口 嘉樹 (株伊千呂) |
| 木下 孝司 (橋本工業(株)) | 山本 幸男 (有クリアシステム) |
| 宮脇 敬一 (有庄川水道) | 江守 憲三 (株オキタ高山支店) |
| 川原 則夫 (有川原設備) | 神出 吉朗 (有古川住設管工事) |
| 西本 庫利 (高山管設備工業協同組合) | 南 伸一 (株神岡衛生社) |
| 追分 裕志 (株神岡衛生社) | |
| 〔西濃会場〕 境 豊 (豊和設備(株)) | 大内 勲 (大垣設備(株)) |
| 田中 剛 (中央清掃(株)) | 高橋 甚彌 (株弥栄管工社) |
| 鹿野 充夫 (鹿野管工(株)) | 竹内 功 (株昭和技研) |
| 片岡 勇 (株中日本住宅サービス) | 小川 敦 (大垣メンテナンス(株)) |

第26回 通常総会 開催

平成21年6月19日 岐阜県環境会館第二会館 2F 会議室に於いて、第26回通常総会が開催された。玉川会長の挨拶に続いて、浄化槽関係業務功労者に対する平成21年度の表彰式が行われ、知事表彰4名、会長表彰11名、永年勤続者表彰14名が栄えある表彰を受けた。引き続き来賓の祝辞、紹介があり、その後議事が行われた。



会長挨拶

社団法人岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川 福和

昨年の4月25日に民主党が参議院に下水道法改正案を提出しましたが、廃案になり、そのままになっております。その中身は合併浄化槽は補助金がすでに20年間継続して設置されて認知されたにもかかわらず、また下水道で税金を使うということは無駄の上塗りであり、それを放置することはできないという民主党の考えと私達の主張は一致しています。

政権が替わって、民主党政権ができれば来年1月の通常国会に再提出され、可決するのが来年の5月か6月になると思われます。従って、施行になるのは来年の12月頃かと思います。

私達岐阜県ではいろいろな制度をつくりました。「みず再生施設認定制度」は一定の基準を満たし、さらに良好な水質を維持できる合併浄化槽は下水道に接続する必要がないという認定をしております。もう一つ新たな制度として「浄化槽生涯機能保証制度」をつくり、30年間保証することにしました。その理由は何かと言いますと、7条検査も行い、補助金もついた浄化槽が、5年、10年で漏水が起きる。そのとき設置者は5年、10年経ったから仕方がないと言われると何となくそんな気がする。しかし、私達浄化槽に携わる者からみると、5年経って漏水が始まったときに、なぜかを考えると、その原因は施工時あると思う。従って、原因は設置者にはない。いわれのない責任を負わされて不本意ながらも何十万の修理をしなければならない設置者の身に立つと、こうゆうことがあってはいけない、従って施工業者は一基800円を浄化槽連合会の方へ納入していただいて修理費にあてる、修理費の足りない部分は法定検査機関、保守点検業界、清掃業界が持ち寄ってそのお金を出そうということを決めました。そして、この制度を始めたところ、どうも年間に50件程の漏水があるということがわかりました。その漏水について精査すると、どうも半数程がメーカー責任で、あとの半数が施工時の問題であるということもわかりました。しかし、施工業者はその責任を負えない人もいるし、不明の人もいる。だから設置者の責任にという現状は心もとないし、その設置者は下水道を待ち望むという現象が起きることも考えられる。従って、私達は「浄化槽生涯機能保証制度」は継続して進めていくという方針です。通常の維持管理状態において、プロワが壊れたとか、いろんな修理代を設置者に請

求することも一切なしにしよう、それぞれ係わった業者が負担しよう、つまり、らくらく契約をした場合は全てにおいてそれ以上のお金を求められないということにしました。これからは業界の皆さんにご負担願う時期がくるのでありますが、必ずや自治体の財政の救いになる大きな役割を合併浄化槽は担う筈であります。

今のままでいくと、国の借金も増えますが、自治体の借金も増えるんだということを私達は意識する必要があります。意識したうえで、自分達の行動に自信を持った仕事をし、生活をしていくという人間あるべき姿に戻って、みんなが自治体の財政にも貢献するということがあっても良いと思います。私達はこれからも全力を挙げて、自治体の財政健全化に向けて協力体制を敷いてまいります。

来賓挨拶

岐阜県副知事
西藤 公 司



県におきましては、今年度当初予算に浄化槽設置整備事業費補助金 4 億3,200万円を計上しました。昨年度の実績が 3 億円でありますから、それを上回る予算を確保させていただきました。それから国の予算ですが、景気対策ということで補正予算が先般成立しましたが、そのなかでもモデル事業であります。市町村に対する補助率を 1/3 から 1/2 に引き上げて浄化槽の整備を促進するといったものがあります。国、県合わせて予算を確保しておりますので、その予算を活用しながら浄化槽の整備を進めてまいりたいと考えております。

維持管理面ですが、法定検査率が全国でも高い水準にあり、平成19年度の11条検査率が82.8%であります。それでもまだ 2 割近い未受検の浄化槽があります。引き続き受検率を向上させるために、未受検者に対する粘り強い働きかけが必要と思っております。会員の皆様のご協力をお願い致します。



岐阜県市長会副会長
大垣市長 小川 敏

岐阜県では浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の 3 つの義務をシステム的に連携させて維持管理を行うという「らくらく一括契約」を確立され、全国の模範として、県内の生活環境の保全に努めていただいていることに心より感謝しております。

また、全国に先駆けて創設されました「みず再生施設認定制度」や「浄化槽生涯機能保証制度」の活用により、浄化槽のより高度な維持管理による水環境の保全にご尽力をいただいていることに重ねてお礼申し上げます。

さて現在、飲料水をはじめとする生活用水のほとんどを河川などの公共用水域に依存している我が国に於いては、その水質保全が住民の生命と生活を守るうえで極めて重要な課題となっております。

このため、都市部では公共下水道等の整備を進めてきた訳でございますが、中山間部では地域の実情等により、浄化槽による水質保全が最も必要不可欠であります。

折しも、岐阜県では来年度、水との共生をテーマに「全国豊かな海づくり大会」が開催されることになっており、岐阜県の誇りである水を守り、育てるため、水質対策や環境教育など、川上から川下までを一体とした水環境の保全を推進していきたいと考えております。今後とも貴連合会の更なるご活躍を期待致します。

岐阜県町村会長
八百津町長 赤塚新吾



町村におきましては、より多く合併浄化槽を設置したいということで、単独で町村で上乘せをしながらやっているところもありまして、私の八百津町もそうですが厳しい財政の中でそういうこともやって頑張っております。先程、玉川会長さんからお話のありました「みず再生施設認定制度」や「浄化槽生涯機能保証制度」のような例をみないようなすばらしい制度をつくっていただいたということで、より設置者も増えるのではないかと期待しております。安心して設置できるということは大変ありがたく思っております。

貴連合会におかれましては、是非頑張って、これらの制度を施行していただきたいと思っております。



新役員選任

玉川福和会長（再）

副会長に中村 保（再） 境 豊（再）

第26回通常総会に於いて、任期満了に伴う役員改選が行われ、次の方々が新役員に選任されました。

	理 事	代 議 員
会 長	玉 川 福 和（再・岐環協）	吉 村 敏 博（再・岐環協）
副 会 長	中 村 保（再・岐保協）	松 本 年 夫（再・同）
同	境 豊（再・管設備）	田 中 剛（新・同）
専務理事	柿 本 和 男（再・岐環協）	若 田 好 三（再・岐保協）
理 事	牧 野 好 晃（新・同）	内 藤 嘉 治（新・同）
同	田 口 勝 弘（再・岐保協）	米 澤 正 昭（新・同）
同	窪 田 浩 一（再・同）	安 藤 大 治（再・管設備）
同	川 島 吉 博（再・管設備）	野 村 隆 男（新・同）
同	高 木 雅 浩（再・同）	中 村 淳 司（新・同）
同	熊 崎 守 男（再・職センター）	堀 尾 明 宏（再・職センター）
同	渡 邊 昇（新・同）	北 川 嘉 久（再・同）
同	小 川 正 二（再・同）	澤 田 和 良（新・同）
同	田 中 義 勝（再・同）	

表 彰

第26回通常総会の席上に於いて、平成21年度浄化槽関係業務功労者の表彰が行われ、岐阜県知事表彰が西藤副知事から、会長表彰、永年勤続者表彰が玉川会長から表彰状並びに記念品が授与されました。

受賞者の皆さん、まことにありがとうございます。今後とも一層のご活躍を期待致します。



西藤副知事から授与



玉川会長から授与

平成21年度表彰者

岐阜県知事表彰者

推薦団体名	氏名	所属会社等の名称
岐阜県管設備工業協同組合	境 豊	豊和設備(株)
岐阜県環境整備事業協同組合	田中正美	関ヶ原衛生(有)
同	広瀬 誠	(有)岐東衛生社
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	岡田明彦	岡田産業(株)

会長表彰者

推薦団体名	氏名	所属会社等の名称
岐阜地域浄化槽協議会	川地研示	岡田産業(株)
西南濃浄化槽管理協議会	細野元好	大垣メンテナンス(株)
加茂地区浄化槽衛生管理協議会	大藤幸二	(株)美濃加茂浄化槽
恵那浄化槽協議会	酒井隆浩	酒井水道(株)
下呂浄化槽協議会	林 勝幸	(有)林管工事
岐阜市浄化槽保守点検業協会	中村大介	岐南管理センター
岐阜県管設備工業協同組合	川島吉博	日野吉工業(株)
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	安藤主税	(有)山正環境管理
岐阜県環境整備事業協同組合	小川正幸	東清(株)
同	岩原由光	中央清掃(株)
同	山門晴美	(有)岐北清掃社

永年勤続者表彰者

推薦団体名	氏名	所属会社等の名称
岐阜地域浄化槽協議会	藤村 博	各衛サービス(株)
西南濃浄化槽管理協議会	後藤俊治	大垣設備(株)
中濃地区浄化槽協議会	安藤 茂	関建材(株)
郡上浄化槽協議会	古関安造	(有)エーテック郡上
恵那浄化槽協議会	鈴村貞実	東海環境事業(株)
下呂浄化槽協議会	大前朋明	(有)下呂環境
岐阜市浄化槽保守点検業協会	小枝勝也	(株)岐阜県浄化槽管理センター
岐阜県管設備工業協同組合	汲田和尚	日の出屋住設
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	笠原幸二	(有)グリーン環境
岐阜県環境整備事業協同組合	大洞忠雄	高山清掃事業(株)
同	谷本信行	(有)笠原環境クリーン
同	金子恒美	(株)神岡衛生社
(財)岐阜県環境管理技術センター	浅野善幸	職員
同	川嶋隆文	同

平成20年度末の処理施設別汚水処理人口普及状況

処理施設名	汚水処理人口 (単位：万人)	
	平成20年度末	(参考) 平成19年度末
下水道	9,241	9,111
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設 林業集落排水施設 簡易排水施設 を含む	374	370
浄化槽	1,127	1,121
内、浄化槽市町村整備推進事業等分	83	83
内、浄化槽設置整備事業分	531	514
内、上記以外分	513	524
コミュニティ・プラント等	31	33
計	10,774	10,635
汚水処理人口普及率	84.8%	83.7%
総人口	12,708	12,707

(注) 1 . 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

平成20年度末の浄化槽の普及人口及び普及率

	平成20年度末	平成19年度末	H19→H20	
			増加分	増加率
普及人口	1,127人	1,121万人	6万人	0.53%
普及率	8.87%	8.82%	0.05ポイント	—

(注) 1 . 普及率とは、普及人口の総人口に対する割合とする。
2 . 普及人口は1万人未満を四捨五入した。

都道府県別汚水処理人口普及状況

(平成20年度末)

都道府県名	汚水処理人口普及率	総人口 (千人)	汚水処理人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落排水施設等 (千人)	浄化槽 (千人)	うち			コミュニティ・プラント (千人)
							浄化槽市町村整備推進事業等分 (千人)	浄化槽設置整備事業分 (千人)	左記以外分 (千人)	
北海道	93.1%	5,544	5,159	4,922	83	153	54	62	38	-
青森県	68.7%	1,417	974	740	124	109	21	34	54	1
岩手県	70.2%	1,355	952	691	117	138	26	84	28	6
宮城県	85.8%	2,331	2,000	1,769	86	138	18	71	49	7
秋田県	76.7%	1,119	858	627	120	111	23	61	27	-
山形県	84.9%	1,185	1,007	831	90	86	7	50	28	-
福島県	71.2%	2,064	1,470	972	134	362	20	209	133	2
茨城県	74.9%	2,980	2,231	1,614	156	446	16	153	277	15
栃木県	76.1%	2,004	1,525	1,187	90	247	12	191	43	1
群馬県	70.0%	2,009	1,407	947	123	307	29	174	104	29
埼玉県	87.0%	7,096	6,175	5,334	90	744	26	191	527	7
千葉県	82.2%	6,124	5,036	4,113	51	853	8	293	552	19
東京都	99.4%	12,548	12,469	12,432	2	33	3	20	10	2
神奈川県	97.1%	8,848	8,592	8,448	0	144	1	44	99	-
新潟県	78.4%	2,402	1,884	1,551	201	129	12	49	67	4
富山県	91.5%	1,102	1,007	848	99	55	3	26	27	5
石川県	87.3%	1,165	1,018	889	74	50	8	16	27	5
福井県	86.3%	812	701	554	97	50	3	30	17	-
山梨県	74.8%	867	649	510	17	114	7	32	75	7
長野県	94.0%	2,169	2,038	1,678	227	129	19	80	31	4
岐阜県	85.0%	2,089	1,777	1,414	123	235	7	114	115	4
静岡県	70.3%	3,774	2,652	2,122	32	473	14	247	212	24
愛知県	82.4%	7,218	5,950	4,981	160	795	29	238	527	14
三重県	74.9%	1,854	1,388	811	95	479	13	211	254	4
滋賀県	97.4%	1,382	1,346	1,171	111	64	9	19	36	-
京都府	93.9%	2,556	2,400	2,293	42	64	4	32	27	1
大阪府	94.7%	8,677	8,218	7,972	1	245	5	29	211	0.5
兵庫県	97.8%	5,586	5,465	5,068	191	128	8	77	43	78
奈良県	83.1%	1,415	1,175	1,034	8	128	4	33	90	5
和歌山県	47.9%	1,039	498	193	49	256	14	144	98	-
鳥取県	88.9%	598	532	367	115	48	8	22	17	3
島根県	68.5%	728	498	286	116	92	23	39	30	5
岡山県	77.0%	1,944	1,496	1,107	47	341	27	200	114	0.5
広島県	80.1%	2,859	2,292	1,916	56	318	39	137	142	1
山口県	77.9%	1,472	1,147	848	71	227	8	120	99	0.1
徳島県	45.8%	801	367	107	21	233	17	120	96	5
香川県	64.6%	1,017	656	402	19	235	23	166	46	0.5
愛媛県	67.2%	1,464	984	673	42	263	22	136	105	7
高知県	64.1%	777	498	239	24	233	30	114	89	2
福岡県	85.8%	5,032	4,316	3,757	54	474	51	267	156	31
佐賀県	68.9%	862	594	397	70	126	18	76	33	1
長崎県	72.2%	1,458	1,053	809	52	183	28	116	40	8
熊本県	76.5%	1,839	1,407	1,091	75	241	29	163	48	1
大分県	64.6%	1,211	782	530	37	215	9	147	59	1
宮崎県	75.1%	1,156	867	591	58	216	21	161	34	3
鹿児島県	66.4%	1,729	1,149	663	44	438	41	307	90	4
沖縄県	77.3%	1,398	1,080	912	43	125	14	4	107	-
全国計	84.8%	127,076	107,740	92,411	3,741	11,273	832	5,309	5,133	314

(注) 総人口、整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
 総人口には、総務省発表の住民基本台帳人口を使用。
 整備人口0人の場合は、「-」で表示